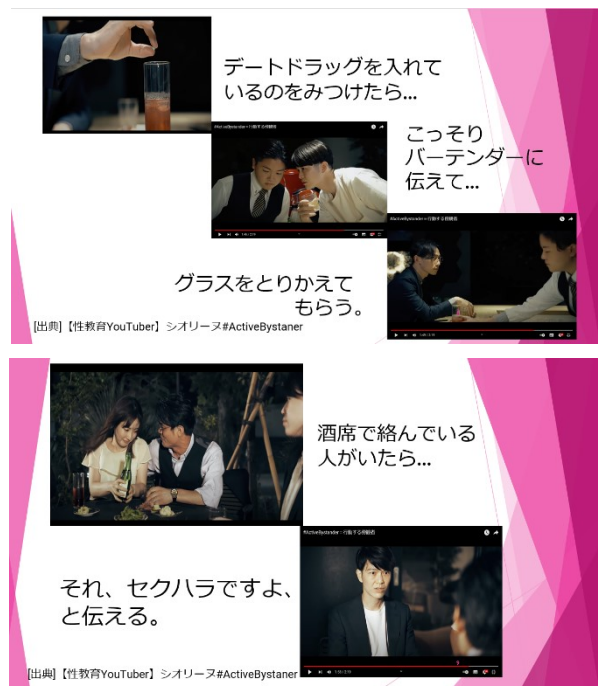


しています。

そこで知事に伺います。「神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会」と協同して関係機関と連携し、効果的な動画を紹介したりポスターを作成するなど、痴漢被害に対して傍観者とならず、被害者を生まないための啓発を行うべきと考えますが、見解を伺います。

[黒岩知事]



ウ. 痴漢防止対策について

依然として「痴漢に注意」というポスターが見られますが、被害者に自衛を求めるだけでなく、加害者を牽制するメッセージこそ重要だと考えます。摘発された場合に課せられる刑罰の重さを明記し、加害の抑止力となる発信こそ必要だと考えます。さらに、被害を届け出た際に、警察から二次被害を受ける例も挙げられています。

そこで警察本部長に伺います。痴漢という性犯罪を解決するために、痴漢の実態調査を行うとともに、鉄道各社と連携して恒常的な車内放送を行い、量刑を記して性犯罪者を牽制するポスター等を制作するなど、取り組みを強めることが必要だと考えますが、見解を伺います。

また、二次被害を防ぐために、被害者に接する際の対応について、警察内部においても研修を強化することなど必要だと考えますが、見解を伺います。

[林警察本部長]

(2) リプロダクティブ・ヘルス/ライツを尊重する包括的性教育について

内閣府の男女共同参画の基本方針でも、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）について男女が共に高い関心を持ち、正しい知識・情報を得、認識を深めるための施策を推進する」とされています。

現状、わが国の学習指導要領は、小学5年生の理科では「ヒトの受精に至る過程は取り扱わない」、中学1年の保健体育課では「妊娠の経過は取り扱わない」との、いわゆる歯止め規定があります。有識者からは、日本の性教育は「性を人権としてとらえる」視点に欠けるとし、質・量ともに遅れが指摘されています。

東京都教育委員会が2018年に全公立中学校の校長に対して行った性教育の実施状況調査結果では、回収率が100%、624校から寄せられています。

